

がん患者
の方へ

若年がん患者の 在宅療養費を支援します

長久手市では、40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援しています。



対象者

次の全てに該当する方

- 長久手市内に住所を有する方
- サービスの利用時点において40歳未満の方
- がん患者で、医師から終末期であると診断されている方
- 在宅における療養生活の支援及び介護が必要な方

助成対象

①在宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護など）の利用料

②福祉用具の貸与（特殊寝台、車いすなど）の費用

③福祉用具の購入（腰掛便座など）の費用

※医療保険制度の適用を受けているサービスなど、他の制度において支援事業と同等の助成又は給付を受けているものは除きます。

※令和5年度中は、令和5年4月1日以降に利用したものを対象とします。

助成金額

①～③を合計した額の9割（1か月上限54,000円）

※100円未満の端数は切り捨て

手続方法

1 事前相談・ 利用申請

サービスを利用する前に、まず健康推進課へご相談ください（電話可）。その後、裏面の必要書類をそろえて、健康推進課へ提出してください。



2 サービスの 利用

介護保険サービス事業所などから事業所を選び、サービスを依頼します。利用料等は、一旦自己負担となります。

3 助成金の交付 申請・請求

領収書等を添えて、利用料等を月単位で長久手市へ請求してください。申請内容を審査し、口座振込で助成金を支払います。

必要な書類について、詳しくは裏面で ▶

申請先

長久手市健康推進課 電話:0561-63-3300
〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内101番地1

詳しくは

長久手市 若年がん

検索

申請に必要な書類

	書類名	注意事項等
利用申請	利用申請書 (第1号様式)	長久手市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書 ・助成対象者が未成年の場合は、保護者が申請してください。 ・助成金請求時の代理人を定めて、記載をお願いします。 (保護者が申請する場合は、代理人の記載は不要です。)
	意見書 (第2号様式)	意見書(長久手市若年がん患者在宅療養支援事業) ・主治医に作成を依頼してください。 ・文書作成料は自己負担となります。
交付申請	交付申請書 (第3号様式)	長久手市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼請求書 ・月単位でまとめて交付申請をしてください。 ・一度に複数月分、交付申請することもできます。
	領収書 (原本)	利用申請者又は助成対象者の氏名、発行者の名称の記載のある原本 ・利用したサービス提供事業者や明細(サービス利用日、利用額、サービス内容)がわかるものも添付してください。
	振込先口座 の確認書類	金融機関名、口座名義人、口座番号が確認できるもの(通帳など)の写し

申請に必要な書類はどこにあるの？

長久手市ホームページからダウンロード可能です。
長久手市公式HP



https://www.city.nagakute.lg.jp/iryo_kenko_fukushi/2/2/20257.html

Q & A ※詳細はホームページ参照

Q. サービス等の一部に、他の制度等を利用している場合は対象になりますか。

A. 医療保険や小児慢性特定疾病医療費の適用を受けているものは、対象外となります。個人で加入している保険による給付を受けている場合は、全額助成対象となります。

Q. サービスの提供事業者には指定はありますか。

A. 愛知県や長久手市の指定を受けている介護保険サービス事業所の中から依頼してください。ただし、サービス提供事業者の代表者が、助成対象者の同居者の場合は、対象外となります。

Q. 同居者がいる場合には、訪問介護は利用できますか。

A. 訪問介護の生活援助も含めて利用できますが、助成対象者本人のために行う援助が対象となります。日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外です。

Q. 代理申請は可能ですか。

A. 利用申請は、原則ご本人(未成年者の場合は保護者)でお願いします。交付申請は、利用申請時に定めた代理人の方が申請可能です。



Q. 助成対象者が40歳を迎えた場合は、どのようにしたらいいですか。

A. 誕生日の前々日までの利用は、本事業の対象となります。以降は、介護保険の申請をしてください。